

(PDF版・3の7) 『教会教義学 神論 I / 1 神の認識』 「五章 神の認識 二十六節 神の認識可能性」 「一 神の用意」

(文責・豊田忠義)

「五章 神の認識 二十六節 神の認識可能性」 「一 神の用意」 (115-231頁)

「一 神の用意」

われわれが、前回述べてきた(1)から(4)までの「脈絡全体の中で、……〔根本的包括的な原理的な批判的立場で、〕暗黙のうちに向かい合っていた対話相手〔すなわち、「われわれの反対」する対話相手〕」は、「<ローマ・カトリック>教会の基本的な神学の中に、その古典的な最も鋭い表現を見出した神の認識可能性についての教説〔すなわち、「神の一つの面だけを……考える」分割、「主および創造者なる神だけを考える」分割、このことを「念頭に置いた神の認識可能性」の教説〕である」。

われわれは、その区別を包括した単一性において、先ず以て、「第二の問題」である「神の本質を問う問い」(「神の本質の問題」)を包括した「第一の問題」である「神の存在を問う問い」(「神の存在の問題」)を要求するところの、またその「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」(『教会教義学 神の言葉』)の<総体的構造>(『知解を求める信仰 アンセルムスの神の存在の証明』)を持っているところの、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「神の存在と本質全体が、〔われわれの信仰と認識の決断以前に、彼岸〔・外〕ですでに下されたところの〕神の側の真実としてある〕神の適意の中で総括され秩序づけられていると「正しく、必然的に」理解することによって、それ故に「われわれに真理が啓示されるところの真理を神の適意と同一視したことによって」、われわれは、<非>自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階において、「ヴァチカン公会議のカトリック信仰についての教義憲章、第二章啓示ニツイテ (一八七〇年四月二四日) の中で言われている同ジ聖ニシテ母ナル〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会であるにも拘らず、その〕教会ハ、〔「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという<方式>(『ローマ書』)の下における、〕スベテノ物ノ始メデアリ、終局デアアル神ヲ、〔生来的な自然的な〕人間ノ自然理性ノ光ニヨツテ、被造物ヲ通シテ、確實ニ認識スルコトガデキルト確信シ、教エル〔という教説〕に対して、真向から反対した〔換言すれば、「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという<方式>の下における、「スベテノ物ノ始メデアリ、終局デアアル神ヲ」、イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>、その<総体的構造>における客観的な「存在的なくラチオ性>」としての「三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事」であ

る、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉（「最初の起源的な支配的なくしるし>」）であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（すなわち、聖霊自身の業である「キリスト教に固有な」類と歴史性、「聖礼典的な実在」）の関係と構造（秩序性）におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」としての第二の形態の神の言葉（「啓示との<間接的同一性>」において存在している、啓示との区別を包括した同一性において存在しているその最初の直接的な第一の「啓示のくしるし>」）であるところの、第三の形態の神の言葉である「教会に宣教を義務づけている」第二の形態の神の言葉である「聖書」を、その「聖書への絶対的信頼」に基づいて自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返す、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方ではなくて、<自然的な>信仰・神学・教会の宣教の段階において、生来的な自然的な「人間ノ自然理性ノ光ニヨツテ、被造物ヲ通シテ、確實ニ認識スルコトガデキルト確信シ、教エル」という教説に対して、「真向から反対した」]。「それと共に、われわれは、その同じヴァチカン公会議で正式に決定された（中略）[「われわれのための神」としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」の中での三つの存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、外在的本質、すなわち起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——「啓示者」・言葉の語り手・創造者、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——「啓示」・語り手の言葉（起源的な第一の形態の神の言葉）・和解者、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——「啓示されてあること」・「キリスト教に固有な」類と歴史性としての「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済者なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体）における起源的な第一の存在の仕方としての] 創造者デアリ、[「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性において存在している（それ故に、われわれ人間は、「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという<方式>の下で、神の不把握性の下にある）「神の<内>三位一体的父の名」・「父なる名の<内>三位一体的特殊性」・「三位相互<内在性>」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」としての] ワレワレノ主デアル唯一ノ真ノ神ハ、[生来的な自然的な] 人間理性ノ自然的ナ光ニヨツテ、被造物ノ中カラ確實ニコレヲヲ認識スルコトガデキナト言ウ者ハ<排斥サレル>』という「教えに反対しつつ、…… [第二の形態かの言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての] 神は、ただ神を通してだけ、[イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>、その<総体的構造>における客観的な「存在的な<ラチオ性>」

としての「三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事」である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉（「最初の起源的な支配的なくしるし」）であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、聖霊自身の業である「キリスト教に固有な」類と歴史性、「聖礼典的な實在」、I コリント1・12-13、3・4-7、3・10-11）の関係と構造（秩序性）におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」としての第二の形態の神の言葉（「啓示との＜間接的同一性＞」において存在している、啓示との区別を包括した同一性において存在しているその最初の直接的な第一の「啓示のくしるし」）であるところの、第三の形態の神の言葉である「教会に宣教を義務づけている」第二の形態の神の言葉である聖書を、その「聖書への絶対的信頼」に基づいて自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論の限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方だけで、換言すればその自己啓示の神の神的介入の出来事の中で認識されることができるだけであって、それとは別の仕方では措定されるデキルは、すなわち
〔自らが全く以て人間的な第三の形態の神の言葉に属しているにも拘らず、ローマ・カトリック教会の教説における〕 神的介入の中で・神的介入と共に措定されるのでないようなデキルは、問題となり得ないということを確認した。

もしも神の側の真実としてある「神的介入の中で・神的介入と共に措定されるデキル」でないならば、自然神学の段階においてローマ・カトリックのように主観的にどんなに「神的介入の中で・神的介入」なしにも措定デキルと考えていても、客観的にはその時その神認識は、結局は、類的機能を持った自由な人間的理性や際限なき人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的な自然（人間の観念的生産物）としてのその人間の意味世界・物語世界・神話世界、「存在者」、「存在者レベルでの神」、「存在者レベルでの神の啓示」、「存在者レベルでの神への信仰」におけるそれではないものであるから、根本包括的な原理的なフォイエルバッハの宗教批判の対象そのものでしかないものとなるのである——その時には、「神とはまさに、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあつての神ではないのであって、ただ〕人間の想像能力・思惟能力・表象能力の本質が、現実化され対象化された……絶対的な本質（存在者）、……と考えられ表象されたもの以外の何物でもない（『フォイエルバッハ全集第12巻』「宗教の本質にかんする講演 下」）、「もし君が無限者を思惟するならば、そのとき君は思惟能力の無限性を思惟し且つ確証しているのである。そして、もし君が無限者を情感するならば、そのとき君は感情能力の無限性を情感し且つ確証しているのである。理性の対象とは自己自身にとって対象的な理性であり、感情の対象とは自己自身にとって対象的な感情である」、「（中略）神の意識

は人間の自己意識であり、神の認識は人間の自己認識である」、 「(中略) 神の啓示の内容は、 [第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあつての] 神としての神から発生したのではなくて、 人間的理性や人間的欲求やによって規定された神から発生した……。 (中略) こうして、 この対象に即してもまた、『神学の秘密は人間学以外の何物でもない!』 ……」 (『キリスト教の本質』)。 また、ハイデッガーからは、 そのような「いわゆる存在者レベルでの神への信仰は、 結局のところ [第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあつての神としての] 神を見失うこと」になるから、「それよりは『むしろ無神論という安っぽい非難を受け入れた方がよい』」と「揶揄」・批判されてしまう (木田元『ハイデッガーの思想』)。 アウグスティヌスも、 イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力に信頼しない」自然神学の段階における「存在の類比」において、「存在するものそのもの、その純然たる造られた存在に依拠して」、「造ラレタモノヲトオシテ、知解サレタ創造主ヲ認識シテ、私タチハ三位一体ナル神ヲ知解スルヨウニシナケレバナラナイ、ソノ跡ハフサワシイカタチデ被造物ノウチニ顕レテイルノデアル」というように思惟し語った (『教会教義学 神の言葉』) が、しかしその時、それは、類的機能を持つ自由な人間的理性によって対象化され客体化された人間的な自然 (人間の観念的生産物) としてのその人間の意味世界・物語世界・神話世界、「存在者」、「存在者レベルでの神」のそれではないものである。したがって、その時には、「宗教とは、すべての神崇拜の本質的なものが人間の道徳性にあるとするような信仰であるとしたカントは、本源的であるゆえに、すでに前もってわれわれの理性に内在している神概念の再想起としての神認識という点で、アウグスティヌスの教説と一致する」 (『カント』)、すなわち一般的啓示、一般的真理、「存在の類比」、自然神学に立脚した神認識という点でカントとアウグスティヌスの教説は一致する。したがってまた、そこにおける神は、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあつての神としての神ではない。それは、「人間自身の内在的に理解された宇宙の諸規定、人間的な現実存在の諸規定、単なる宇宙論や人間論ではない」、「そのような三位一体論は、人間自身に基づく人間の世界理解の、最後的には人間の自己理解、神話であることができるだけである」 (『教会教義学 神の言葉』)。

そのような訳で、バルトは、「(中略) 確かに受肉は中心的にして重要なものではあるが……新約聖書の本来的内容であるというふうには言ってはならないのである。

(中略) それはおよそすべての他の宗教世界の神話や思弁の中にも見出されるものである。 [したがって、] (中略) 人は、聖書が語っている受肉を [第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているところの、神の隠蔽、神の自己卑下と自己疎外化としての、その内在的本質である神性の受肉ではなく、その「外に向かつて」の外

在的な「失われぬ差異性」の中での三度別様な三つの存在の仕方における第二の存在の仕方、その存在の仕方における言葉の受肉を〕、ただ〔第二の形態の神の言葉である〕聖書からのみ、換言すれば〔「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストの名からのみ……理解することができる。……神人性それ自体もまた新約聖書の内容ではない〔何故ならば、主たる経済的基盤を農耕に置いた人類史のアジアの段階の日本において、天皇を含めて＜非＞農耕民は神人と呼ばれていたからである〕。新約聖書の内容とは、ただ〔「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての〕イエス・キリストの名だけであり、そのイエス・キリストの名がたしかにまた、そしてとりわけ、彼の神人性の真理をその名に含んでいるのである。ただまったくこの名だけが、啓示の客観的現実を言いあらわしている（『教会教義学 神の言葉』）という思惟と語りからも分かるように、歴史的＜事実＞等を否定しているのでは全くないが、次のように述べている——「混合神学」、「人間学的神学」、「哲学的神学」、「人間学の後追い知識である神学」、「哲学、歴史学、心理学等は、この神学的問題領域のどれにおいても、事実上、教会の自己疎外の増大以外のなにものにも役立ちしなかった」、「神についての教会の語りの墮落と荒廃以外の何ものにも役立ちしなかった」、その時には「哲学は哲学であることをやめ、歴史学は歴史学であることをやめる」、「キリスト教哲学は、それが哲学であったなら、それはキリスト教的ではなかった。また、それがキリスト教的であったなら、それは哲学ではなかった」（『教会教義学 神の言葉』）。自由を原理とした西欧近代を人類史の頂点としたヘーゲルの＜直線的な＞進歩史観に依拠したところの、モルトマンの＜直線的な＞神学的な三段階的進歩史観が、神学的にも人間学的にも全くの役立たずなのは、先ず以てその＜直線的な＞神学的な進歩史観が聖書的ではないからである、それだけでなくそのような＜直線的な＞進歩史観を時代と現実が許さないからである（それ故に、そのような＜直線的な＞進歩史観は、すでに自然時空に死語化しているのである。それ故にまた、ファン・ルーラーなる神学者の研究をしているらしい牧師の関口康が、モルトマンから評価されることはスゴイことのように述べていたが、全然スゴイことではないのである）。言い換えれば、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能（教會的な補助的奉仕）としての神学も、類的機能を持つ人間の理性を使っての知的営為であり・思惟と語りであるが、イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞からして、「われわれが哲学的用語をつかうという事実にもかかわらず、神学は哲学的試みが終わるところから始まる」し、「神学は方法論的には、ほかの学問のもとで何も学ぶことはない」（『バルトとの対話』）、と。また、「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」は、区別を包括した単一性において、「先ず第一義的に優位に立つ原理としての〔「最初の起源的な支配的なくするし＞」としての起源的な第一の形態の神の言葉で

ある] イエス・キリストと共に、〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕教会の宣教における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である」ところの、その「最初の直接的な第一の」「啓示の<しるし>」としての第二の形態の神の言葉である「聖書への絶対的信頼」（『教会教義学 神の言葉』および『説教の本質と実際』）に基づいて、終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあつての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」——すなわち、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請、全世界としての教会自身と世のすべての人々が純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるためになすキリストの福音の告白・証し・宣べ伝えを目指すこと<全体>における「隣人愛」であるのであって、換言すれば区別を包括した単一性において、「教えの純粋さを問う」<教会>教義学（<福音主義的な>教義学）の問題とその教会教義学に包括された「正しい行為を問う」特別な神学倫理学の問題<全体>における「隣人愛」であるのであって、人間が恣意的独断的にその「隣人愛」の一面だけを形而上学的に抽象し固定化し全体化した（人間が恣意的独断的にその一面だけを拡大鏡にかけて全体化した）「神に対する熱心さの無知」としての人間中心主義的な自己欺瞞に満ちた市民的常識、市民的観点における「隣人愛」ではない。そのような人間が恣意的独断的にその一面だけを切り取った後者における「隣人愛」は、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」を、人間自身の「自主性、自己主張、自己義認の欲求」（「無神性、不信仰、真実の罪」）へと変えて行く、「神の要求を、曲解された十誡・預言者の言葉・ソロモンの処世上の知恵、山上の垂訓また使徒の報告に過ぎないものへと変えて行く」——この時、その人間中心主義的な自己欺瞞に満ちた市民的常識、市民的観点における「隣人愛」は、「罪に勝利を収めさせる熱心さ、不従順、虚偽となる」、何故ならば、その「無数の儀文は、偶像崇拜、神冒瀆を生じさせる」からである、「ある者は盲目的に仕事へと没頭し、ある者は人目をひくような簡素さと寡欲さに沈潜」し、「ある者はその時代の人間中の様々な敗残者に対して、熱心に博愛的配慮……教育的配慮を行う」し、「ある者は大規模な世界改良の偉大な計画に邁進」し、「ある者は大衆や時代の傾向と手をたずさえて、ある種の正義に邁進する〔その一面だけが切り取られた「隣人愛」を<名目>として、ある種の客観的には全く正義でないところの、ただ主観的にだけ正義である正義に邁進する〕」（『福音と律法』）。

そのような訳で、第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能（教會的な補助的奉仕）としての神学が、それぞれの時代、それぞれの世紀、その時代と現実**に**強いられたところで、イエス・キリストにおける神の自己啓示からし

て、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」（『教会教義学 神の言葉』）の〈総体的構造〉（『知解を求める信仰 アンセルムスの神の存在の証明』）に基づいて、その〈総体的構造〉における「三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の实在の出来事」である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的存在している「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉（「最初の起源的な支配的なくしるし」）であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、聖霊自身の業である「キリスト教に固有な」類と歴史性、「聖礼典的な实在」）の関係と構造（秩序性）におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉（「啓示との〈間接的同一性〉」、啓示との区別を包括した同一性において存在しているその最初の直接的な第一の「啓示のくしるし」）である聖書、詳しく言えばイエス・キリスト自身によって直接的に唯一回の特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された「預言者および使徒たちのイエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」、換言すれば「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのくまことの神性」——すなわち「〈権威〉」と、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのくまことの人間性」——すなわち「〈自由〉によって賦与され装備された権威と自由を持つ」「預言者および使徒たちのイエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」、それ故に第三の形態の神の言葉である「教会に宣教を義務づけている」「聖書は、先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としてのイエス・キリストと共に、教会の宣教における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である」ところの聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあっての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」（「教えの純粋さを問う」〈教会〉教義学の問題、〈福音主義的な〉教義学の問題）と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」（区別を包括した単一性において、その〈教会〉教義学に包括された「正しい行為を問う」特別的な神学的倫理学の問題）——すなわち、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請、全世界としての教会自身と世の全ての人々が純粋なキリストの福音を現実的に所有することができるためになすキリストの福音の告白・証し・宣べ伝えという連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行くというその全体性において「隣人愛」を理解しなければならないのである——この時、その「隣人愛」は、「もろもろの誠命中の誠命、われわれの浄化・聖化・更新の原理、〔第三の形態の神の言葉である〕教会が〔全世界としての〕教会自身と世に対して語らねばならぬ一切事中

の唯一のことである」（『福音と律法』）。したがって、その一面だけを切り取った「隣人愛」、それ故に結局は人間中心主義的な自己欺瞞に満ちた市民的常識、市民的における「隣人愛」と同様な「隣人愛」という陥穽に陥った「隣人愛」であるならば、その「隣人愛」は、人類史におけるその原型・母型・母胎としてのアフリカの段階（先住の、北米インディアンの段階、中南米のインディオの段階、アボリジニの段階、日本で言えば縄文的段階）における「自然に対する最大限の利益の享受と感謝の念が浸透し・人と樹木や動物との情念の交流ができ・山川草木に霊が宿ると考える内在の精神を残していたアイヌ人」（吉本隆明『アフリカの段階について 史観の拡張』）のその＜内在の精神＞と比較衡量した時、イザベラ・バードが次のように批判的に総括したように、批判的に総括されなければならない「隣人愛」である——第一に、「彼らが使っている煙草入れや煙管入れを二ドル半で買いたいと言うと、それらは一ドル一〇セントの値打ちしかないから、その値段で売りたい」と言った。「儲けることはアイヌ人の『ならわし』ではなかった」。第二に、「ある一軒の家が焼け落ちた時には、村の男たちが総出でその家を建て直すことを『ならわし』としていた。第三に、西欧近代の段階に現存する明治期の「日本人たちを見て感じるのは墮落しているという印象である」、まさに自由を原理とする人類史の頂点を現存する「わが西洋の大都会に何千という墮落した大衆がいる——彼らはキリスト教徒として生れ、洗礼を受け、クリスチャン・ネーム名をもらい、最後には聖なる墓地に葬られるが、アイヌの方がずっと高度で、ずっとりっぱな生活を送っている」。第四に、「彼らは雨宿りを頼むと、どんな貧乏な家でも、一番よい席を提供してくれる」。第五に、「彼らには互いに殺し合う激しい争乱の伝統がない」。すなわち、軍事部門を立ち上げようとする意志、すなわち国家形成の意志を持たない。第六に、「彼らは善悪、道徳の観念、高度な宗教をもたないが、誠実、高貴、立派な生活を送っている」。「総体として、アイヌ人は純潔であり、他人に対して親切であり、正直で崇敬の念が厚く、老人に対して思いやりがある」（『日本奥地紀行』）。バルトも、『ヘーゲル』や『バルト自伝』で、＜自由＞を原理とする西欧近代を人類史の頂点とする＜直線的な＞進歩史観を批判して、「われわれが最も激しく非難する全体的、非人間的強制にしても、遠い昔から西方の自称自由社会や自由国家にもほかの形で出沒したことはなかったであろうか」と述べている——このことは、西欧近代の歴史過程を見れば誰にも明らかなことである。白人主義・アングロサクソン・プロテスタント（正当なアメリカ人としてのWASP）に基づく独立革命以前のイングランド系移民である「コロニスト」（植民者）や「セトラー」（定住者）による被支配民としての北米インディアンの征服併合等々もそうであるが（野村達郎の『民族で読むアメリカ』）、その最たるものが、早期の戦争の終結を＜名目＞としたアメリカによる＜人体実験的な＞広島や長崎への原爆投下である、そのアメリカはベトナム戦争でも、イラク戦争でも被支配としての一般民衆を犠牲にしている。2022/7/30の「TBS NEWS DIGの『カナダ寄宿

舎学校の闇』』という記事を読んでも、人類史におけるその原型・母型・母胎としてのアフリカの段階における「自然に対する最大限の利益の享受と感謝の念が浸透し・人と樹木や動物との情念の交流ができ・山川草木に霊が宿ると考える内在の精神を残していた」先住の北米インディアンの子供たちに対して、白人に同化させるための「同化政策」により西欧諸国がどれほど目に余る酷いことを行ってきたかが分かる（それ故に、メディアや知識人や知識的集団を含めて欧米諸国は、それぞれがそれらのことを自ら真剣に批判的に総括せずして、ロシアを非難する資格はないし、中国のウイグル自治区における人権侵害を批判する資格はないのである）。日本では新自由主義に依拠した竹中・小泉路線は、日本の社会を安定させてきた将来の生活も展望できる終身雇用制と年功序列型賃金制を破壊し、国民の8割以上が中流意識を持てた社会を破壊した——この「生活自助の原則」を基本とするアメリカにおける新保守主義と結びついた小さな政府と民営化を目指す新自由主義は、保守主義的キリスト教も加担した国家を第一義（価値）とする<国家主義的な>経済的自由至上主義であり・至上市場主義経済化である。このようなアメリカ国家や西欧諸国には、ロシアや中国を批判する資格はないのである。したがって、「西の獅子に全力をあげて抵抗しないような人びとは、決して東の獅子にも抵抗しえないし、また事実、抵抗しない」から、また「人間の公私の生活においては、絶えず新たな支配が行われるような仕組みになっている。国家は支配であり、文化は支配である」から、「どのような国家形態にも、どのような文化傾向にも、無条件に『然り』とは言わぬ」という距離の取り方が肝要なことなのである（カール・バルト『共産主義世界における福音の宣教 ハーメルとバルト』および『啓示・教会・神学』）。このことからしても、先ず以てこの段落の最初のところで述べたことを念頭に置かず、また「問題を明確に提起することは、その問題の解決である」（マルクス『ユダヤ人問題によせて』）にも拘らず、戦争の元凶である民族国家の死滅の方途を明確に提起しないところでの（戦争の元凶である民族国家を前提したところでの）日本基督教団の「第二次世界大戦下における日本基督教団の責任」および「戦後70年にあたって平和を求める祈り」ならびに一方の側にだけ偏向した「平和を求める祈り——ウクライナとロシアを覚えて」は、再度真剣に<批判的に>に総括されるべきものである。発言するだけにしても、ただ発言するだけではなく、熟慮に熟慮を重ねて発言すべきである。

「われわれのうちの誰によっても携え持つてくることができず、ただまさに神ご自身を通してだけ造り出すことができる主、創造者、和解者、救済者なる神の存在と本質に対する認識可能性について」のわれわれの主張と「ヴァチカン公会議の「神の一つの面だけを……考える」分割、「主および創造者なる神だけを考える」分割、このことを「念頭に置いた神の認識可能性」ということを主張する主張と比較するならば」、われわれは、「神の認識可能性の問題の要点を、……はじめからはっきりと

〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている〕<キリスト教的な>神観を考慮に入れたということである。区別を包括した単一性において、先ず以て、「第二の問題」である「神の本質の問題」を包括した「第一の問題」である「神の存在の問題」を要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そしてその「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」の客観的な「存在的なく必然性」と主観的な「認識的なく必然性」（すなわち、神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」）を前提条件とするところの、聖霊自身の業である客観的な「存在的なくラチオ性」——すなわち「神の言葉の三形態」（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性、「聖礼典的な実在」）の関係と構造（秩序性）と主観的な「認識的なくラチオ性」——すなわち徹頭徹尾聖霊と同一ではないが聖霊によって更新された人間の理性性という<総体的構造>（『教会教義学 神の言葉』および『知解を求める信仰 アンセルムスの神の存在の証明』）を持っていることからして、「われわれは、はじめから、〔われわれのための神〕としての「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」の中での三度別様な三つの存在の仕方、その第二の存在の仕方のける〕その啓示の中で認識可能な業と行為〔父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体〕の中にいます〔自己自身である神〕としての〕<三位一体の>まことの神について語ったのである——「この神について、この神の真理について、われわれは、この神は、ただ真理を通してだけ、換言すればただ神ご自身の恵みとあわれみを通してだけ認識可能であるということを語った〔換言すれば、ただ「自己自身である神」としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方であるイエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>に基づいてだけ認識可能であるということを語った〕。第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての神は、「存在」的にも「認識」的にも、その「自由と主権において」、「失われない単一性」・神性・永遠性において、「自己自身である神」としての「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神として自己啓示する」。「しかし、ヴァチカン公会議は、認識的な問いにおいては、存在的な問いにおいてはとは違った仕方で、……唯一の神ご自身の分割」を行っている。「われわれの反対は、先ずこのような分割〔「神の一つの面だけを……考える」分割、「主および創造者なる神だけを考える」分割、このことを「念頭に置いた神の認識可能性」〕に向けられている」。

「われわれは、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての〕『神』ということで、もちろんスベテノモノノ始メオヨビ終局も、創造者も理解した。しかし、われわれは、ただ単にそれだけでなく、同時にまた和解者なる神をも、救済者なる神をも理解した」。すなわち、われわれは、「存在」

的にも「認識」的にも、その区別を包括した単一性において、その「自己自身である神」としての「三位一体の神」と「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での三度別様な三つの存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、外在的本質、すなわち父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体）というその全体性において理解した。「われわれは、神の単一性をまことに真剣に受け取ったのである」。われわれは、「一人の全き神を念頭に置いて、……その認識可能性の問いに対して答え、まさにそれ故にこそ、……実際に今なされたように答えなければならなかった」。したがって、「われわれが語った個々のことは、すべて、分割しないで総括しつつ〔その全体性において〕見るということによって条件づけられていたのである」。

「われわれは、例えば神の主権について語られた時、それが罪人の世にあっての聖い方の支配であることを念頭に置いた。まさにそれ故にこそ、われわれは、神の主権はわれわれによって持ち出されるすべての類比から身を引いていることを確かめたのである」、「われわれにとって近づき得るものとなるいかなる類比も持っていない」ということを確かめたのである。何故ならば、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての「神の自由と主権は、存在的にも認識的にも、神ご自身においてのみ真理であり実在である」からである。また、「われわれは、創造主なる神について語った時、その方が救済主なる神として死人を甦えらせる神と同じ方であるということ念頭に置いたのである」。「自己自身である神」としての「三位一体の神」の「根源」・起源である「父は子として自分を自分から区別するし、自己啓示する神として自分自身が根源である」、それ故に「その区別された子は父が根源であり」、神的愛に基づく父と子の交わりとしての「聖霊は父と子が根源である」——「自己自身である神」としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「この神は、〔「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方である〕子の中で〔起源的な第一の存在の仕方である〕創造主として、われわれの父として自己啓示する」、しかし、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての神は、「自己自身である神」としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質としていることからすれば、「父だけが創造主なのではなく、子と霊も創造主である。同様に、父も創造主であるばかりでなく、子に関わる和解主であり、聖霊に関わる救済主である」。このような訳で、「和解者なる神および救済者なる神について語ったことによって、その同じ方が、また主であり、創造者であり給うということを思い出さなければならない」。このような訳で、「神の創造も、われわれによって持ち出される類比から身を引いていることを確かめたのである」、「われわれにとって

近づき得るものとなるいかなる類比も持っていない」ということを確かめたのである。第二の形態の神の言葉である「聖書の中で証しされている〔起源的な第一の形態の〕神の言葉」は、「そのようなことをするわれわれに契機を与えない」、「自己自身である神」としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方である子としての「イエス・キリストの中で、その三位一体的な本質とその三位一体的な一つの名を啓示された一人の神について語っている」。したがって、「もしもそれが一人の神についての〔聖書的〕証言として理解されないならば、聖書のどの言葉が正しい仕方理解され得るであろうか」、「どうして聖書からして分割がなされ得ようか」〔「どうして聖書からして」、「神の一つの面だけを……考える」分割が、「主および創造者なる神だけを考える」分割がなされ得ようか、それ故にそのことを「念頭に置いた神の認識可能性」の主張がなされ得ようか〕。したがってまた、「もしもそのようなことが、ローマ・カトリックの教説が述べているように起こるとすれば、そのことは、〔第二の形態の神の言葉である〕聖書とは、したがって〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の〕神の言葉とは違ったところからして起こるのではないであろうか」。したがってまた、「その教説が述べている主オヨビ創造者なる神は、結局最後的には、〔第三の形態の神の言葉である〕教会の根拠と存在である〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストによって、〔第二の形態の神の言葉である〕預言者と使徒たちによって〔預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」によって〕拘束されるのではなくて〔すなわち、終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、「先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としてのイエス・キリストと共に、教会の宣教における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である聖書」を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としているのではなくて〕、むしろただ自分自身に信頼している人間的思惟が考え出した形成物〔人間的自然としての人間の観念的生産物〕ではないであろうか」。そのような「啓示なしにも〔神〕認識できる認識可能性」は、人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的自然（人間の観念的生産物）としてのその人間の意味世界・物語世界・神話世界における神、「存在者レベルでの神」の認識可能性でしかないであろう。「ローマ・カトリック教会の教説」は、「人間は〔キリストにあっての特別〕啓示ないしも、〔生来的に自然的に〕神について知ることができるし〔神認識できるし〕、また〔「すでに前もってわれわれの理性に内在している神概念」の再想起としての神認識（『カント』）において〕事実知っている」と主張しようとしているのである、キリストにあっての特別「啓示の中で働く恵みとあわれみなしにも神は

〔一般的な啓示、一般的な真理、「存在の類比」によっても〕認識されることができるといふことを語るために」、「創造者なる神だけを念頭に置くことによって」、「神について、ほかのところから得られた知識を用いているのである〔すなわち、イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉、その中での「聖礼典的な実在」としての「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としないで、聖書以外のほかのところから得られた知識を用いているのである〕」、「いや、……ほかのところから得られた知識を説明しているだけなのである」。包括的に言えば、自然神学の段階で停滞と循環を繰り返しているだけなのである。「イエス・キリスト、預言者と使徒たちによって証されたイエス・キリスト〔すなわち、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト〕が〔第三の形態の神の言葉である〕教会の根拠および存在であり給う時、〔ローマ・カトリックにおける〕そのようなほかのところからして得られた知識は、キリスト教的教説の中での異質な夾雑物であり、すでにあの分割〔「神の一つの面だけを…考える」分割、「主および創造者なる神だけを考える」分割、それ故にそのことを「念頭に置いた神の認識可能性」〕は、〔第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である〕教会の中で不可能な取り扱い方である。何故ならば、「イエス・キリスト、預言者と使徒たちによって証されたイエス・キリスト〔すなわち、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト〕が〔第三の形態の神の言葉である〕教会の根拠および存在であり給う時」には、その第三の形態の神の言葉である教会は、「おのずから」・必然的に・自然に、イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉、その〈総体的構造〉の中での「三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の実在の出来事」である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉（「最初の起源的な支配的なくしるし」）であるイエス・キリスト自身を起源とする「聖礼典的な実在」としての「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」としての第二の形態の神の言葉（その最初の直接的な第一の「啓示のくしるし」）である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的な限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返す、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあつての神としての神、キリストの福音を尋ねも求める「神への

愛」（「教えの純粹さを問う」＜教会＞教義学の問題）と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」（区別を包括した単一性において、＜教会＞教義学に包括された「正しい行為を問う」特別的な神学的倫理学の問題）という連関と純において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行くことへとつれ出されて行くからである。